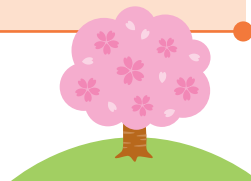


組合員資格喪失手続のご案内

今までお持ちの組合員証・被扶養者証等（保険証）は、必ず所属所に返却してください。
 組合員証・被扶養者証等が使用できるのは退職日までです。



令和5年度末に退職される方（4月1日付けの人事異動により都共済・他共済へ転出し、公立学校共済組合東京支部の組合員資格を喪失する方を含みます。）は、令和6年4月1日以降、今までお持ちの組合員証や被扶養者証等は使用できなくなりますので、下表を参照の上、必ず所属所に返却してください。4月1日以降、医療機関など（病院、薬局等）を受診される場合は、窓口で新しい健康保険組合の保険証を提示してください。※新しい保険証がすぐに届かない場合であっても当共済組合の組合員証等は使用できません。なお、マイナンバーカードを使用して受診する場合は、4月1日以降、健康保険組合が変わることを医療機関にお伝えください。

また、**組合員資格の喪失後に組合員証等を提示して医療機関を受診した場合には、公立学校共済組合が負担した医療費総額の7割（一部8割）分と附加金等の給付金を返還していただきますので、ご注意ください。**

喪失事由	4月1日以降	証の返却方法		
		旧所属所で返却	新所属所で返却	返却不要
退職	他保険（国保等）	○		
	任意継続組合員	○		
	他支部		○	
	国共済	○		
	資格継続			○
人事異動	都共済・他共済	○		

- ※任意継続組合員となる方は、保険証が変わるため、今までの保険証の返却が必要です。
- ※引き続き他道府県の教職員等になり、公立学校共済組合他支部の組合員になる方は、新しい所属所で保険証を返却してください。
- ※引き続き国共済の教職員等になる方は、公立共済では資格喪失ですので、旧所属所での保険証の返却が必要です。
- ※退職後に暫定再任用職員（フルタイム・短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員として働く方は組合員資格が継続されますので、組合員証等の返却は不要です。引き続き、今までお持ちの組合員証や被扶養者証等をご使用ください（ただし、組合員番号が変わる方は、新所属所での返却が必要です。）。

問合せ先	資格喪失について…………… 給付貸付課資格担当	☎ 03-5320-6826
	医療費の返還請求について… 給付貸付課短期給付担当	☎ 03-5320-6827